

平成十九年十二月三日提出
質問第二九〇号

外務省における裏金組織についての起訴休職外務事務官の発言に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省における裏金組織についての起訴休職外務事務官の発言に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六八第二五〇号）を踏まえ、再質問する。

一 講談社より発行されている「現代」二〇〇六年七月号に掲載されている、現在起訴休職中の外務事務官である佐藤優氏が執筆した「官房長よ、私と対決しようじゃないか 外務省『犯罪白書』二 公金にタカる官僚たち」という見出しの論文（以下、「佐藤論文」という。）で、政府がこれまでの政府答弁書（内閣衆質一六三第一四号、内閣衆質一六四第六八号、一九六号等）で重ねてその事実を確認されていないと答弁してきた、一九八八年頃まで在モスクワ日本大使館で存在すると言われてきた、任国の法令に違反する形で大使館員の私用車をルールで売却し、外貨に換金する「ルール委員会」なる裏金組織について触れていることに関して、「前回答弁書」では「『ルール委員会』なる組織が在モスクワ日本国大使館内において設けられていたことは確認されていない。」との答弁がなされているが、右の答弁書でいう「確認されていない」とは具体的にどの様な意味か。「ルール委員会」がかつて①存在した、②存在しなかった、の①、②のどちらでもなく、「存在したかどうかはつきりわからない」、つまり、外務省としては定かではなく、明確にその存在を否定できないということを述べていると理解して良いか。確認を求

める。

二 「前回答弁書」では、「佐藤論文」について、「御指摘の『論文』については、外務省として御指摘の職員に対して意見を伝えた。」との答弁がなされているが、外務省は「佐藤論文」の内容について佐藤優氏に具体的にどのような意見を伝えたのか明らかにされたい。

三 二の外務省からの意見に対し、佐藤優氏はどのような返答をしたのか明らかにされたい。

四 「佐藤論文」について、外務省より講談社に何らかの意見を伝えたか。

五 四で、伝えていないのならば、その理由を明らかにされたい。

右質問する。